

労働者協同組合ワーカーズコープちば

定款

2022年
12月11日施行

千葉県
船橋市（主たる事務所）

8章
全48条＋附則

第一章 総則（第1条～第8条）

1 目的（第1条）

本組合は、組合員が出資し、組合員の意見が適切に反映され、組合員が組合の行う事業に従事することを基本理念とし、「協同労働の協同組合」原則に従い、以下を推進することを目的とする。

- ① 多様な就労の機会の創出を促進すること
- ② 地域における多様な需要に応じた事業・活動を推進すること
- ③ 持続可能で活力ある地域社会・共生社会の実現に資すること

2 名称

労働者協同組合ワーカーズコープちば

5 事業を行う区域

千葉県、茨城県、東京都

6 事務所所在地

千葉県 船橋市

公布方法：本組合の掲示板（第7条）

3 「協同労働の協同組合」原則（第3条）

共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざす。

尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とし、以下の7つの原則を掲げる。

【原則1】 仕事をおこし、よい仕事を発展させます。

【原則2】 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます。

【原則3】 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます。

【原則4】 持続可能な経営を発展させます。

【原則5】 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します。

【原則6】 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます。

【原則7】 世界の人のびととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします。

4 事業（第4条）

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業 | ② 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業 |
| ③ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する事業・地域生活支援事業 | ④ 丹生製造・配給に関する事業 |
| ⑤ 食生活支援に係わる事業 | ⑥ 中古品の販売に係わる事業 |
| ⑦ 職業訓練に係わる事業 | ⑧ 有料職業紹介事業 |
| ⑨ 産業廃棄物の収集・運搬に関する事業 | ⑩ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 |
| ⑪ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業 | ⑫ 農産物の生産・販売 |
| ⑬ 中核地域生活支援セクター事業 | ⑭ 病院等の施設管理事業 |
| ⑮ 倉庫作業に関する事業 | ⑯ 組合員の福利厚生及び共済を図る事業 |
| ⑰ 地域の事業や事業体の労働者協同組合化のための協力・援助 | ⑰ 地域の各種協同組合との連帯及び「協同組合セクター」の形成をめざす事業 |
| ⑲ その他労働者と地域に役立ち労働者協同組合が行うにふさわしい事業 | ⑲ 船客号の事業に附帯する事業 |

6 規約（第8条）

定款で定めるほか、以下の事項は規定等で定める。

- ① 総会及び理事会に関する規定
- ② 組合員に関する規定
- ③ 定款の実施に関して必要なその他の規定
- ④ 業務の執行及び会計に関する規定
- ⑤ 理事・監事に関する規定

△ 規約・規約の設定・変更・廃止は原則として総会の議決を要する。ただし軽微な事項等は理事会の議決で可（標準・電報的方法にて通知）。規約の設定・変更・廃止は理事会の議決を要する。

第二章 組合員（第9条～第14条）

9 組合員たる資格（第9条）

本組合の趣旨に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人。

① 組合員になることができない者（加入除外要件）

- ① 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、その他暴力団準構成員
- ② 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- ③ 暴力団員等に対して連合等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- ④ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもっていると認められる者

10 加入手続き（第10条）

- ① 引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出
- ② 理事会が加入の可否を決定し、通知において報告
- ③ 承諾の場合、書面により通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載・記録
- ④ 出資の払込み了時に組合員の地位を取得

12 脱退（第12条・第13条）

自由脱退（第12条）

事業年度末に数値計算し、事業年度末日の少なくとも90日前までに書面にて組合に通知すること。

法定脱退（第13条）

- ① 組合員たる資格の喪失
- ② 死亡
- ③ 失踪

④ 除名・介護を要するとする議決の場合、組合員資格を喪失した者とみなされない（第13条第3項）

11 意見反映の仕組み（第11条）

△ 職場会議への参加確保：組合員は事業場において月次会議等の定時・臨時の職場会議に参加し、理事会より提示される経営情報に基づき話し合いを行い、要望・提議を理事会に対して行うことが保障される。

□ 組合の議題：組合は、要望・提議について報告を受けるほか、その趣旨について必要な報告を要すること。

○ 不利該取扱いの禁止・要請：提議を行い、又はその議題に諮った行為をもって、解雇、その他の労働関係上の不利な取り扱い、及び組合員としての差別取扱いをしないものとする。

□ 経営情報の開示：組合員から理事会に対し経営情報の開示請求があった場合、当該情報が適切に取り扱われる保障が得られるときに、理事会は請求された情報の全部または一部を開示する。会議は労働時間内に行われる。

14 △ 除名（第14条）

以下のいずれかに該当する組合員を理事会の議決により除名することができる。なお、除名にあつては、組合の会日の90日前までに対象組合員に通知し、組合において存続する機会を与えなければならぬ。

- ① 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
- ② 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- ③ 記録その些微な失う行為をした組合員

※ 除名の効力は、除名した旨を当該組合員に通知した時から発生する。

第三章 出資（第15条～第19条）

15 出資一口の金額（第15条）

10,000円

一口あたりの出資金額

払込み方法（第16条）：出資は一括して払い込むものとする。

17 現物出資・出資口数の減少

現物出資（第17条）

組合員資格のある者が現物出資を申し入れたときは、理事会がその受け入れの条件及び可否を決する。氏名・出資財産・価格・与える出資口数は別表のとおりとする。

出資口数の減少（第19条）

特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度の終わりににおいて出資口数を減少させることができる。

18 脱退者の持分の払戻し（第18条）

原則（除名以外）

払戻し出資金額を限度として、持分の全部又は一部の払戻しを請求できる。

財産が出資総額より減少の場合

出資額から減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額を限度として払い戻す（除名の場合はその半額を限度）。

払戻しの時期

原則として当該事業年度の決算を承認する通常総会において確定する。

第四章 役員（第20条～第28条）

20 役員の定数（第20条）

理事
11人以上20人以内

監事
2人以上（うち1人は組合員以外）

21 役員の任期（第21条）

理事・監事ともに2年又は任期中の第3回目の通常総会の締結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第3回目の通常総会の可否を過半数で賛成される場合はその任期の締結時まで1年。

補充役員の任期は現任者の任期期間。

年齢制限：満70歳を限度（第21条第3項）

22 業務執行理事（第23条）

理事長（代表理事）

本組合を代表し、業務に関する一切の権利上・義務的の行為をする権限を有する。理事の中から1人。理事会において選出。

業務理事

理事の中から1人。理事会において選出。

22 役員の選任（第22条）

① 募集
役員候補者を組合員から広く役員候補を募集

② 名簿作成
役員推薦名簿を作成

③ 総会提出
役員候補者名簿を推薦として総会に提出

④ 総会議決
総会において議決により選任

△ 欠格事由・職数割合制限：役員は労働法第15条第2号・第3号及び第4条の各号の欠格事由に該当する者であつてはならず、各理事について当該理事及びその配偶者・三親等以内の親族等の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

理事会の運営（第24条～第26条）

24 招集手続き

・代表理事が招集
・理事の1/3以上または監事全員の請求がある場合は招集中かに招集
・会日の経緯までに日時・場所・目的を各理事に通知
・理事全員の同意があれば招集手続き省略可

25 審議・電報の参加

・理事は審議または電報的方法で理事会の議決に加わることができる
・理事全員が審議または電報の方法により同意の意思表示をした場合、当該決議を可決する該の理事会決議があったものとみなす

26 決議方法

・議長は理事の中から互選
・決議：理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う
・可決同数の場合は議長が決する
・特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない

27 委員会（第27条）

理事会が行得する機関として設置。各委員会委員長は、理事会において、組織全体の職種・活動領域を幅広くバランスを考慮して、理事・組合員及び外部の有識者の中から任命される。

○ 安全衛生委員会

○ 資金労働委員会

○ 学識研修委員会

○ 社会連帯委員会

△ 役員選考委員会

△ 新聞編集委員会

28 理事会の議事録（第28条）

議事録等は理事会の中から互選、出席した理事及び監事が署名・記名押印する。本組合は議事録を通常総会の日2週間前から事務所に10年間保管し置く。

議事録の必要記載事項

- ✓ 招集年月日
- ✓ 理事・監事の出席
- ✓ 議事の経過の要領及びその結果
- ✓ 開催の日時及び場所
- ✓ 議長・議事録作成者の氏名
- ✓ 議案の状況又は案執行についての（可決・否決の別、賛否の数、賛成・反対した理事の氏名、特別の利害関係を有し議決に加わらなかった理事の氏名）

第五章 総会（第29条～第37条）

29 総会の基本原則（第29条）

通常総会 毎事業年度終了後3か月以内に開催	臨時総会 必要があるときはいつでも開催可	議決権・選挙権 出資口数にかかわらず総組合員は平等
---------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------

招集通知（第30条）：理事会の議決を経て理事長が招集。総会の招集の通知は、会日の90日前までに組合の店頭に掲示して行う。

31 臨時総会の組合員による招集請求（第31条）

- 総組合員の5分の1以上の 同意を得て請求可
- 会議の目的・招集の理由を記した書面（又は電報的方法）を理事長に提出
- 理事会は請求のあった日 20日以内に臨時総会を招集しなければならぬ

32 監事の総会招集・代理人議決権（第32条・第35条）

監事による招集（第32条）

総会を代表し、業務に関する一切の権利上・義務的の行為をする権限を有する。理事の中から1人。理事会において選出。

代理人による議決権行使（第35条）

代理人は組合員に限る。代理人が代理できる組合員数は3名まで。

議決権行使・議長・議事録・報告義務（第33条～第37条）

議決権・議事録の行使方法（第33条）

書面、代理人、または電報的方法にて行使可。書面の場合は「書面議決書」を、代理人の場合は「委任状」を組合に提出。

議長（第36条）

総会の議長は、総会ごとに出席組合員の中から選任する。

総会への報告義務（第34条）

理事は第11条に規定する手続に従い提示された要望・提議を反映させる方策の実施状況及びその結果を総会に報告しなければならない。

議事録の記載事項（第37条）

- ① 開催の日時及び場所
- ② 組合員数及び出席者数
- ③ 議案の要領及びその結果
- ④ 組合の議長・議事録作成者の氏名
- ⑤ 議案別の決議の結果（可決・否決の別及び賛否の数）
- ⑥ 選任された役員の氏名

第六章 監事（第38条・第39条）

監事の監査・職務（第38条・第39条）

監査の義務（第38条）

- ① 毎事業年度 1回以上、組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査
- ② 監査結果を総会に報告し、意見を述べなければならない
- ③ 必要と認めるときは理事会に出頭して意見を述べることができる
- ④ 監査に関する規約の設定・変更・廃止は執行可。総会の承認を受ける

監事の権限（第39条）

- ① いつでも会計の帳簿・書類の開覧・閲覧ができる
- ② 提議・参事・会計担当、その他の職員に対して会計に関する報告を要求することができる
- ③ 特に必要があるときは組合の業務及び財産の状況を調査できる
- ④ 総会に参加し、意見を伝えることができる

第七章 計算（第40条～第46条）

40 事業年度（第40条）

毎年 4月1日 ～ 翌年 3月31日

剰余金の積立と欠損金の填補（第41条～第46条）

△ 重要原則（第41条）：毎事業年度の剰余金を準備金・就労創出準備金・教育積立金に積み立てる。剰余金がある場合であっても、組合員への配当は禁止。

法定準備金（第42条）
出資総額の1/2相当額に達するまで、毎事業年度の剰余金の1/20以上を積み立てる。積み立ての滞りが定まる場合は取り崩し禁止。

資本準備金（第43条）

実質利益及び合併利益を資本準備金に計上する。

就労創出準備金（第44条）
組合員又は組合員になろうとする者らによる自発的な就労機会の創出に資することを目的として、毎事業年度の剰余金の1/20以上を積み立て、就労機会の創出に充てる場合を除いて取り崩し禁止。

教育積立金（第45条）

組合員の組合員への配当は禁止。法定準備金・就労創出準備金・教育積立金・就労準備金の積立は義務付けられる。

欠損金の填補（第46条）
欠損金が正したときは、繰越剰余金→法定準備金（第42条）→資本準備金（第43条）の順に取り崩して填補する。

第八章 解散（第47条・第48条）

47 解散の要件（第47条）

組合員の過半数以上が出席する総会において、その議決権の3分の2以上の多数により議決が必要。

48 残余財産の処分（第48条）

- 解散のときは **理事が清算人** となる。
- 債務返済・出資金払戻し後に残余財産がある場合、清算人が処理について協議を行い、組合がその権限について決する。
- 清算人： 国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合を指定する。

□ 附則

法人移行時の役員の任期

若しくは労働法第47条に定められた役員の任期は、招集予定計画の効力発生日である令和4年4月11日より、令和4年度の決算総会の締結の時までとする。

別表（現物出資）

出資財産・価格・与える出資口数、氏名を別表に記載。（現物出資を申し入れた者に関する具体的な内容は別表参照。）

この定款は、2022年（令和4年）12月11日に施行する。

定款の構成とめ

労働者協同組合ワーカーズコープちば ― 全8章・全48条＋附則

定款の構成まとめ

労働者協同組合フカズコープまはー 全8章・全48条＋附則

第一章

総則

第1～8条

第二章

組合員

第9～14条

第三章

出資

第15～19条

第四章

役員

第20～28条

第五章

総会

第29～37条

第六章

監事

第38～39条

第七章

計算

第40～46条

第八章

解散

第47～48条